

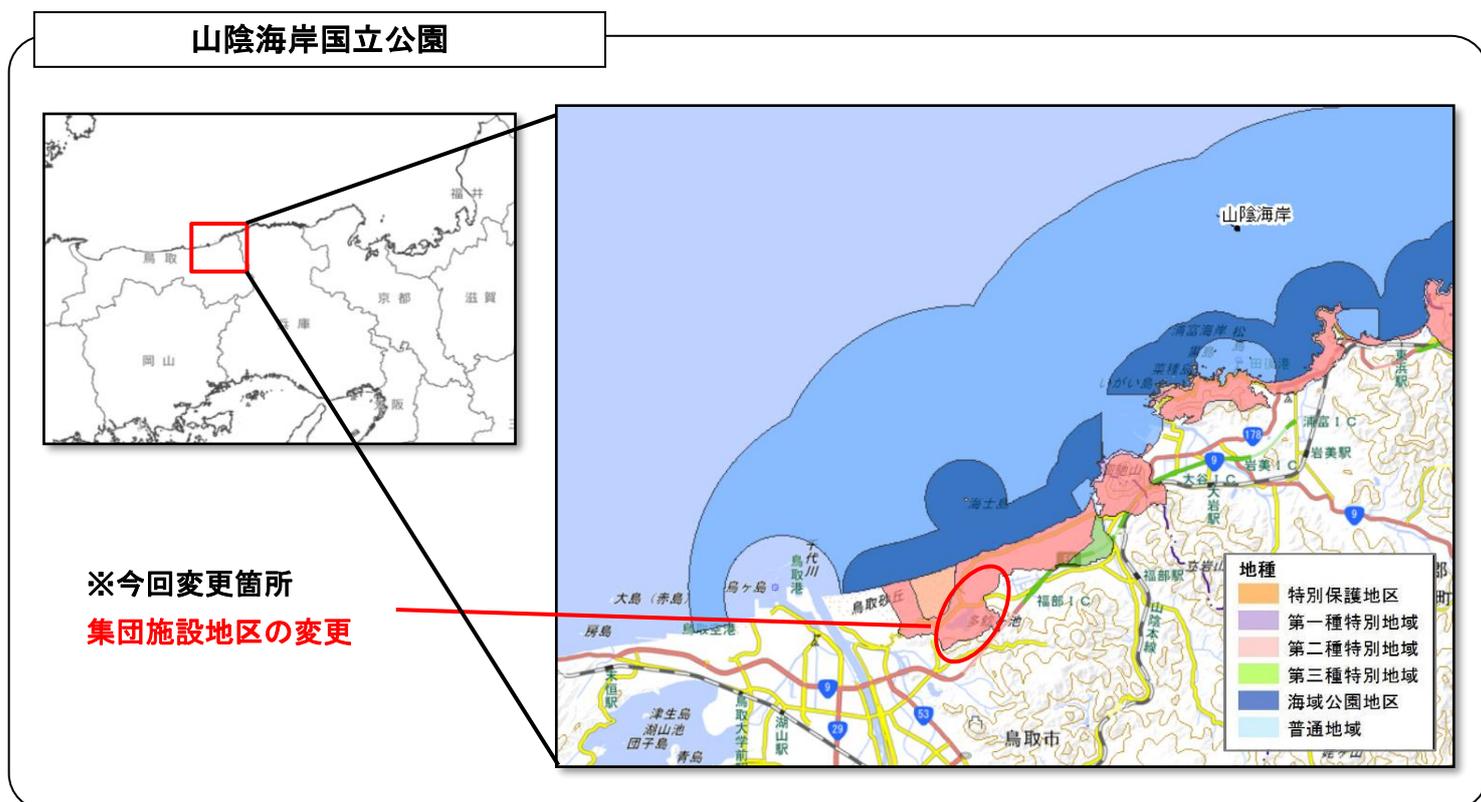
山陰海岸国立公園の公園計画の変更(一部変更)に関する概要

1. 背景

山陰海岸国立公園は、奥丹後半島基部の網野海岸から鳥取砂丘まで東西約75kmにおよぶ海岸線及び海域を中心とする公園であり、陸と海とが一体となった変化に富む海岸景観が特色となっています。

本公園のうち鳥取砂丘周辺地域は、砂丘の特異な景観、またそれを活用した様々な体験コンテンツを求めて多くの利用者が訪れる本公園随一の利用拠点であり、多様な利用ニーズに対応するため鳥取砂丘集団施設地区が設けられています。しかしながら、老朽化した施設や空き家、乱立するサイン類により風致景観の悪化が見られ、近年増加しているインバウンド利用者への対応も十分でないなど、良好な景観や体験滞在環境の上質化が急務となっており、令和2年2月には「鳥取砂丘エリア 国立公園利用拠点計画」(環境省・鳥取県・鳥取市)が策定され、同計画に基づく各種整備が予定されています。特に令和4年度には、車いすでも鳥取砂丘を眺望できるバリアフリーの展望デッキの整備が計画されているほか、鳥取砂丘野営場では隣接する鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の区域と一体的に、グランピングも含めた多様なニーズに対応できる野営場への再整備が計画されています。これらの整備エリアは一部集団施設地区外の区域を含むため、集団施設地区への編入を行います。

今回の一部変更では、上記のような社会的状況等の変化を踏まえ、必要な変更を自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づいて行うものです。



2. 変更案のポイント

現状の利用状況及び今後の整備予定を踏まえ、集団施設地区の拡張及び整備計画区等の変更を行います。

3. 公園計画の変更案の詳細

- ・鳥取砂丘集団施設地区の区域拡張（現状：114.6ha→変更後：136.7ha）
- ・鳥取集団施設地区における整備計画区及び整備方針等の変更